

自然災害発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：訪問系)

法人名	近江八幡市	種別	保育所等訪問支援
代表者	近江八幡市長 徳永 久志	管理者	寺内 省吾
所在地	近江八幡市土田町 1313 番地 総合福祉センターひまわり館内	電話番号	0748-33-8131

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、自然災害が発生した場合においても、サービス提供を継続するために当センターの実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者及びその保護者の身体・生命の安全の確保に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の身体・生命の安全の確保に努める。
④ 早期復旧・再開	早期に通常のサービス提供が実施できる体制への復旧に努める。

3 主管

本計画は自然災害発生時に国及び県の方針に則り、近江八幡市が定める災害対策の基本的対処方針に従い、近江八幡市子ども発達支援センターが主管するものとする。

第Ⅱ章 事前対策

1 対応主体

近江八幡市の関係部署と連携し、子ども発達支援センターが対応を行う。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 地域との連携の推進

- ・災害時に備え、ひまわり館内での協力体制づくりを行う。
- ・庁内部署だけでなく、社会福祉協議会とも連携する。
- ・訪問先における避難方法や避難所に関する情報の収集を行う。

(2) 防災組織の体制構築

別添

(3) 職員の連絡体制の構築

- ・緊急連絡網による連絡体制

(4) 保護者との連携体制の構築

- ・可能な限り複数の緊急連絡先を把握し、非常時に保護者と連絡がとれるようにする。
- ・子ども発達支援センターから連絡が取れない場合は、訪問先及び相談支援事業所へ連絡を入れ、連携の上で連絡がとれるようにする。

(5) 関係各所との連携・情報収集先の確認

連絡先一覧

連絡先	電話番号
近江八幡消防署	119 0748-33-5119
近江八幡警察署	110 0748-32-0110
近江八幡市総合医療センター	0748-33-3151
近江八幡休日急患診療所	0748-33-9311
緊急医療情報案内	0748-23-3799
滋賀県救急医療情報センター	077-523-1299
近江八幡市 子ども健康部 幼児課	0748-33-5507 (管理運営G) 0748-36-5579 (指導G)
近江八幡市役所	0748-33-3111
近江八幡市社会福祉協議会	0748-32-1781

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp
	滋賀県 防災情報のページ	https://shiga-bousai.jp
	近江八幡市 防災情報のページ	https://www.city.omihachiman.lg.jp
自治体	近江八幡市ホームページ	https://www.city.omihachiman.lg.jp
	滋賀県 ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp

(6) 非常時に優先的に実施する業務の選定

- ・利用者と職員の安全確保。
- ・利用者の安否確認及び相談支援所との情報共有。
- ・施設待機か、避難所へ移動かの検討。訪問時においては、訪問先施設の自然災害時対応を遵守し、施設待機か、避難所へ移動かの検討。
- ・被害状況等の情報収集、関係機関との連絡調整。

(7) 施設のリスク確認

① 避難場所、避難経路

- ・市非常災害対策計画参照
- ・ひまわり館避難経路参照

② 避難誘導

- ・避難場所については保護者にあらかじめ知らせておく。
- ・火災、地震等で施設が使用不可能の場合、避難場所へ避難する。

③ ライフラインの対応策

- ・オムツ、バスタオル、消毒液、救急セット等の確認

⑤ 備蓄品

- ・備蓄用飲料水(事務所)
- ・備蓄用食料品(ひまわり館内)

⑥ 非常用の持ち出し品・重要書類

- ・非常持ち出し袋
- ・緊急連絡簿

第Ⅲ章 BCP 発動時の対応

1 対応主体

近江八幡市の防災対策本部の指示の元、子ども発達支援センターが対応を行う。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

- ・近江八幡市地域防災計画及び緊急避難マニュアルに従い、安否確認、状況把握、利用者の不安解消に努め、必要に応じて避難誘導を行う。
- ・負傷者がある場合は、救護・応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ連絡し搬送する。
- ・職員が移動中に被災した場合には、自らの安全確保を行うとともに、直ちに子ども発達支援センター及び訪問先へ連絡を入れる。サービス提供は一旦中止し、安全確保の上で、子ども発達支援センターへ戻る、もしくは、近隣の避難所へ避難する。
- ・訪問中に被災した場合には、利用者及び自身の安全確保を行うとともに、訪問先施設の自然災害時対応を遵守し、施設待機か、避難所へ移動かを検討する。
- ・臨時休所等は子ども健康部長と協議の上でセンター長が判断する。
- ・保護者への連絡も随時行う。

②災害時の地域ニーズへの対応

- ・施設が利用できる場合、ひまわり館が地震の際の指定避難所となっていることから、地域の救援活動を行うことが求められるが、優先順位は以下となる。
 - 第一：利用児童の安全確保
 - 第二：地域の被災者への救援活動
 - 第三：市の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 風水害

① 事前の対策

- ・事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討する。災害発生の可能性がある場合は、避難の必要性を検討する。
- ・風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まることから、警報発令前から対応の準備を行い、利用者に対して電話・LINE 等にて対応についての事前連絡を行う。
- ・滋賀県南部地域に特別警報・暴風警報が発令した場合には子ども発達支援センターを休所とするため、利用契約時において利用者へ説明するとともに、関連する相談支援事業所へもあらかじめ情報共有しておく。

④ 発災時の時間経過別の対応

- ・水防・土砂災害対応マニュアル及び緊急避難マニュアルに従い、安否確認、状況把握、児童の不安解消に努め、必要に応じて避難誘導を行う。
- ・負傷者がある場合は、救護・応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ連絡し搬送する。
- ・移動中に被災した場合には、自らの安全確保を行うとともに、直ちに子ども発達支援センター及び訪問先へ連絡を入れる。サービス提供は一旦中止し、安全確保の上で、子ども発達支援センターへ戻る、もしくは、近隣の避難所へ避難する。
- ・訪問中に被災した場合には、利用者及び自身の安全確保を行うとともに、訪問先施設の自然災害時対応を遵守し、施設待機か、避難所へ移動かを検討する。
- ・警報等の解除後も臨時休所が必要な場合には、子ども健康部長と協議の上でセンター長が判断する。
- ・保護者への連絡も随時行う。

⑤ 災害時の地域ニーズへの対応

- ・施設が利用できる場合、ひまわり館は水害の際の避難所とは指定されていないが、地域の救援活動を行うことが求められ、優先順位は以下となる。
 - 第一：利用児童の安全確保
 - 第二：地域の被災者への救援活動
 - 第三：市の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力
- ・なお、正規職員については市水防体制に基づいた対応を行うため、その他職員での対応に努める。

第IV章 BCP の検証

1 対応主体

子ども発達支援センターが対応を行う。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

1 BCPの検証

- ・大規模な危機の発生時に、速やかに業務継続体制に移行し、重要業務を実施するためには、各職員がそれぞれ大規模な危機の発生時の対応を意識し、平時の業務を実施する中で準備を進めておくことが重要である。このため、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じられるよう、検証し、業務継続計画やマニュアル、その対応方法等の実効性を確認する。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和6年4月1日	作成
令和8年4月1日	人事異動のため対応主体の管理者を変更
令和8年4月25日	新市長就任のため代表者変更